## 令和4年度

# 

袋井市監査委員

写

袋 監 查 第 18 号 令和5年8月18日

袋井市長 大 場 規 之 様

袋井市監査委員 久 永 豊 彦 袋井市監査委員 寺 田 守

令和4年度 太田川原野谷川治水水防組合会計歳入歳出決算審査の意見について

地方自治法第292条の規定に基づき、地方自治法施行令第5条第3項を準用し審査に付された、太田川原野谷川治水水防組合会計歳入歳出決算及び附属書類を審査したので、次のとおり意見書を提出する。

### 目次

					ヘーシ
1	審	香の	種類		4
2	審	香の	対象		4
3	審	香の	着眼点	جَا	4
4	審	香色の	主な乳	<b>洭施内容</b>	4
5	審	香の	実施場	場所及び日程	4
6	審	香色の	結果		4
7	決	算の	概要		5
	(1)	歳	入		5
	(2)	歳	出		5
8	美	質収	文定に	関する調書	6
9	ま	とめ			6

#### (注)

文中及び各表中の金額等の記述は、次の要領による。

- 1 金額の単位未満の数値は原則として四捨五入した。このため、合計額又は差額が 一致しない場合及び合計額又は差額を調整した場合がある。
- 2 比率は、百分率で小数点以下第2位を四捨五入し、第1位までを表示した。
- 3 文中及び表中に用いた符合等の用法は次のとおりである。
  - 「0.0」・・・該当数字はあるが、表示単位未満を四捨五入した結果のもの
  - 「一」・・・・該当数字のないもの、算出不能又は無意味なもの
  - 「△」 ・・・ 対比又は比較等がマイナスとなったもの
  - 「皆増」・・・前年度に数値がなく全額増加したもの
  - 「皆減」・・・本年度に数値がなく全額減少したもの

#### 令和4年度 太田川原野谷川治水水防組合会計歳入歳出決算審査意見書

この決算審査は、地方自治法(以下「法」という。)第284条の規定に基づく一部事務組合である太田川原野谷川治水水防組合の解散に伴い、令和5年3月31日をもって打ち切られた令和4年度太田川原野谷川治水水防組合会計歳入歳出決算を、法第292条の規定に基づき、地方自治法施行令第5条第3項を準用し、構成団体である袋井市長から袋井市監査委員の審査に付されたものである。

#### 1 審査の種類

決算審査(法292条)

#### 2 審査の対象

令和4年度 太田川原野谷川治水水防組合会計歳入歳出決算

#### 3 審査の着眼点

- (1) 決算書及び附属資料が、関係法令に基づいて作成されているか。
- (2) 決算書類に記載された計数等は正確であるか。
- (3) 予算の執行状況は適正であるか。

#### 4 審査の主な実施内容

袋井市監査基準に準拠し、審査の着眼点に基づき、市長から提出された令和4年度の決算 書及び附属書類並びに帳票及び証拠書類とを照合点検するとともに、関係職員から説明を聴 取し、審査を実施した。

#### 5 審査の実施場所及び日程

- (1) 袋井市 監查室
- (2) 令和5年7月24日

#### 6 審査の結果

審査に付された令和4年度の決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、各計数に誤りはなく、関係諸帳簿及び証拠書類といずれも符合し、適正であると認められた。

#### 7 決算の概要

#### (1) 歳 入

(単位:千円、%)

	×	分	令和3年度		増減額	前年度				
款			収入済額 (A)	予算現額 (B)	調定額 (C)	収入済額 (D)	執行率 (D)/(B)	構成比	(D)-(A)	対比 (D)/(A)
1分 <sup>1</sup> 負	担金 <i>]</i> 担	及 び 金	5,300	6,900	5,700	5,700	82.6	93.0	400	107.5
2 繰	越	金	277	298	428	428	143.6	7.0	151	154.5
3 諸	収	入	0	2	0	0	0.0	0.0	0	_
合	計		5,577	7,200	6,128	6,128	85.1	100.0	551	109.9

歳入決算額は、予算現額7,200千円に対し、収入済額6,128千円であり、予算現額に対する 収入済額の執行率は、85.1%(前年度82.0%)となっている。

収入済額を前年度と比較すると551千円(9.9%)の増加となり、構成比は、分担金及び負担金が全体の93.0%を占めている。

#### 市町別分担金調書

(単位:千円)

				(+1/12.111)
市町名	平等割(20%)	面積割(30%)	事業費割(50%)	合計
磐田市	285	346	1,583	2,214
掛川市	285	388	559	1,232
袋井市	285	744	503	1,532
森 町	285	232	205	722
合 計	1,140	1,710	2,850	5,700

#### (2) 歳 出

(単位:千円、%)

	区分	令和3年度	令和4年度						IAAN Nodera	前年度
款	支出済額 (A)	予算現額 (B)	支出済額 (C)	翌年度 繰越額 (D)	不用額 (E)	執行率 (C)/(B)	構成比	増減額 (C)-(A)	対比 (C)/(A)	
1 議:	会費	343	418	374	0	44	89.5	6.7	31	109.0
2 土	木費	4,805	6,682	5,179	0	1,503	77.5	93.3	374	107.8
3 予	備費	0	100	0	0	100	0.0	0.0	0	_
合	計	5,148	7,200	5,553	0	1,647	77.1	100.0	405	107.9

歳出決算額は、予算現額7,200千円に対し、支出済額5,553千円、不用額1,647千円で、 予算現額に対する支出済額の執行率は77.1%(前年度75.7%)となっている。

支出済額を前年度と比較すると405千円(7.9%)の増加となり、構成比は、土木費が全体の93.3%を占めている。

#### 8 実質収支に関する調書

令和4年度決算においては、歳入総額6,128千円、歳出総額5,553千円、歳入歳出差引額 575千円が実質収支額となっている。

#### 9 まとめ

太田川原野谷川治水水防組合は、昭和32年3月に、当時の流域の2市5町4村による一部 事務組合として発足し、太田川・原野谷川流域における広域的な水防及び河川改良事業促 進に関する事務の共同処理を行ってきた。

しかしながら、広域連携組織の設立や各市町における危機管理体制の整備、情報伝達技術の発展により、各市町において、これまでと同等若しくは同等以上の水防対応が可能となっていることから、令和5年3月をもって組合は解散となった。

今後は、各市町において水防責任を果たされるとともに、太田川水系の河川整備のための 活動を、流域市町と連携し継続されたい。